

障害者総合支援法 サービス利用契約書

様（以下「利用者」という。）と特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者の運営するひめヘルプ東予事業部（以下「事業所」という。）の提供する居宅介護・同行援護・重度訪問介護サービス等を受けること、及びそれに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」と言う。）を締結します。

【第1条】（目的）

この契約は、利用者の自立と社会参加を促進するために、事業者が利用者に必要な支援を適切に行うことを目的とします。

【第2条】（期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から、障害者総合支援法受給者証の有効期間満了までとする。
- 2 前項の契約期間満了日の2週間前までに更新拒絶の意思表示がない場合は、自動更新とさせていただきます。

【第3条】（支援計画）

事業所は、常に利用者の課題と意向を把握し、必要に応じケース会議を開いて利用者の支援計画を作成します。この支援計画については、事業者が利用者に説明して同意を得た上で作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

【第4条】（サービス内容）

- 1 事業者は別紙「重要事項説明書」に基づいてサービスを行います。また利用者及び家族にサービスの内容を説明します。
- 2 事業所は居宅介護従事者を利用者の指定する場所に派遣し、重要事項説明書等に定めた内容のサービスを提供します。
- 3 第2項の居宅介護従事者は介護福祉士又は訪問介護員養成研修1～2級課程またはガイドヘルパー養成研修課程を修了したものです。
- 4 利用者の課題や意向に変更が生じた場合そのニーズに基づき、新たな内容の「重要事項説明書」を作成し、サービス提供を行います。

【第5条】（サービス提供の記録）

- 1 事業所はサービスを実施するごとに所定の書式をもってサービス終了後、利用者の確認印を受けることとします。
- 2 事業所はサービス提供記録を作成することとし、契約終了後5年間保管することとします。

- 3 利用者は事業所の営業時間内にその事業所において、当該利用者に対するサービス実施記録を閲覧できます。その場合事前に申し出が必要です。
- 4 事業所は当該利用者に関するサービス実施記録を実費負担により、その写しを交付します。

【第6条】（利用料）

- 1 利用者は、サービスに対して、「重要事項説明書」に定める所定の利用者負担額を事業者を支払います。ただし、介護給付額については、事業者が市町村から代理して受領しますから、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 利用者は、事業所が計算して請求した前項の利用者負担額について、当月分を翌々月27日までに支払います。

【第7条】（サービスの中止）

- 1 利用者は事業所に対してサービス提供の前日の営業時間内までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することが出来ます。
- 2 利用者はサービス実施日の前日の営業時間内までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は事業所は利用者に対して「重要事項説明書」に定める計算方法により、料金の全額又は一部を請求することが出来ます。この場合の料金は第6条に定める利用料金の請求に合わせて請求します。

【第8条】

- 1（安全配慮義務）事業所は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全の確保に配慮します。
- 2（説明義務）事業所は、この契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。
- 3（守秘義務）事業所及びサービス従事者は、この契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

【第9条】（事故と損害賠償）

- 1 事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者はサービス提供にともなって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を保険の範囲において賠償します。ただし、事業所の責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

【第10条】（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 3 事業所が事業者の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- 4 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 5 その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して一ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

【第11条】（利用者からの中途解約等）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合に利用者は契約終了を希望する日の2週間前までに事業者に書面により通知するものとします。

【第12条】（利用者からの契約解除）

利用者は、事業所もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 1 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める支援サービスを実施しない場合
- 2 事業所もしくはサービス従事者が第8条1項～3項に定める義務に違反した場合
- 3 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

【第13条】（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 第6条に定めるサービス利用料金の支払が1か月以上遅延し、支払いの催告をおこなったにもかかわらず10日以内に支払わない場合
- 2 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

【第14条】（苦情解決）

事業所は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、サービスの提供に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応します。

【第15条】

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者名 えひめ障害者ヘルパーセンター

事業者 住所 松山市紅葉町3番45号

代表者氏名 金村 厚司 印

利用者住所

氏 名 印

重要事項説明書

◎サービス提供責任者 担当者氏名
連絡先 0897-34-6900

◎居宅支援の内容

提供するサービスの内容は、障害者総合支援法受給者証に記載された内容となります。

◎利用料について

- ・生活保護及び市町村民税非課税世帯は無料、課税世帯については、市町村民税所得割額によって定められた負担上限月額か、利用料の一割相当の額のいずれか低い方の額が利用者負担となります。

なお、課税状況の判断となる範囲は、本人及び配偶者です。

- ・利用料のお支払いが必要な方で、日中（午前8時から午後6時）を1とすると、夜間早朝（午前6時から午前8時、午後6時から午後10時）は、日中の1.25倍になります。深夜（午後10時から午前6時）は、日中の1.5倍となります。

◎キャンセル規定

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）0897-34-6900
- 2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には出来るだけサービス利用の前日の営業時間内までにご連絡ください。
当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合、キャンセル料は不要です。
- 3) キャンセル料は、利用者負担の支払いにあわせてお支払いいただきます。

時間	キャンセル料	備考
利用日の前日まで	無料	
利用日の当日	キャンセルにより生じた報酬単価相当額	

1 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助……ご自分で食事が摂れない方の食事介助
- ・入浴介助……ご自宅の浴室での入浴介助
- ・清拭/洗髪・部分浴……入浴が無理な時の清潔保持を援助
- ・排泄介助……トイレ・ポータブルトイレ・オムツでの排泄を介助
- ・体位交換……床ずれ予防等のための寝返りを援助

- ・更衣介助……衣類の着脱を援助
 - ・通院介助……通院の介助を援助（居宅介護で利用の場合）
 - ・その他、直接身体に触れる介護を中心とします。
- (2) 同行援護（視覚障害の方）
- ・通院・買物・行事参加等、外出に伴う情報提供。また、外出先での代読・代筆。
- 移動支援（身体・知的・精神障害の方）
- ・買物・行事参加等、外出に伴う移動介助。
- (3) 家事援助
- ・買物……日常生活に必要な物品の買い物
 - ・調理……日常の炊事、食品の管理補完、配膳
 - ・掃除……居室の掃除、トイレ、浴室等の掃除、ゴミだし、整理整頓
 - ・洗濯……利用者の衣類、寝具等の洗濯、アイロンがけ、布団干し等
 - ・裁縫……衣類の補修
 - ・その他 身の回りの援助を行います。
- (4) 見守り
- (5) その他のサービス
- 介護相談……介護方法の助言
 - 緊急対応……主治医への連絡、事故防止

2 利用料金

(1) 利用料

居宅介護サービスを利用する場合の料金は下記の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額(利用者負担)をご利用月の翌々月27日までに、お支払いいただきます。

1. サービス利用料金	円
2. うち、介護給付費が給付される額	円
3. サービス利用にかかる利用者負担額（1－2）	円

*給付の範囲を超えたサービスは全額自己負担となります。

*身体介護、家事援助、同行援護等をそれぞれ組み合わせて利用もできます。

*やむをえない事情で、かつ、利用者の同意を得て二人で訪問した場合は、二人分の料金となります。

*サービス提供中の交通費（公共交通機関）は利用者負担となります。

*食事に同行する場合の食事料金は、1000円まではヘルパー負担となります。

それ以上に関しては、その都度実費をいただきます。

(2) 交通費

通常の実施地域をこえて行う買物代行等の居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

*実施地域をこえた地点より片道 3 km 未満 200 円

*実施地域をこえた地点より片道 3 km 以上は、2 km 増すごとに 100 円ずつ負担増
また、ボランティア輸送の時間は原則 30 分以内とし、ガソリン代は、その実費相当額
(200 円以上) を徴収させていただきます。

交通事故等の万一の際については、ヘルパー保険の適応となりませんので、ご了解をお願い致します。

その他 サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。
(家事援助として行う買物等にともなう小額の金銭の扱いは可能です。)
- ヘルパーは、障害者総合支援法制度上、利用者の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備など、それ以外の業務についてはサービス対象外となりますのでご了承ください。
- ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- 利用者のお住まいでサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者の自己負担になります。
- サービス提供責任者が受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願い致します。
- ひめヘルプの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名 ひめヘルプ 東予事業部

所在地 新居浜市新須賀町 4 丁目 13 番 21 号

- 指定居宅介護の種類
 - ・居宅介護・同行援護・重度訪問介護
- サービスを提供する地域
新居浜市 西条市

(2) 事業所の職員体勢

		業務内容
サービス提供責任者	介護福祉士 (3 名)	利用の申し込みの調整、 従業者への技術指導等
従業者	ヘルパー 2 級以上の修了者 ガイドヘルパー研修修了者	居宅介護サービスの提供

(3) 事業所営業時間帯

平日 午前 9 時から午後 6 時まで

土・日曜、祝祭日 休日

* 時間外でも緊急の場合は対応に応じます。

* 年末・年始等、法人が定める休日があります。

(4) 第三者評価の実施状況の有無： 無

<その他>

◎記録の複写 実費相当額

◎相談・要望・苦情等の窓口

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

居宅介護に関する相談・要望等は、担当のサービス提供責任者にお申し出下さい。

苦情相談窓口 河野 広和 電話番号 0897-34-6900

新居浜市 福祉部地域福祉係 電話番号 0897-65-1237

西条市 保健福祉部社会福祉課障害福祉係 電話番号 0897-56-5151

四国中央市 福祉部社会福祉課 電話番号 0896-28-6023

愛媛県社会福祉協議会 愛媛県運営適正化委員会 電話番号 089-998-3477

<緊急時の対応方法>

サービスの提供中に容体の変化があった場合は事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡いたします。

病院等	病院名	連絡先
	主治医	
親族等	氏名	連絡先
	氏名	連絡先

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

居宅支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面において重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	松山市紅葉町3番45号
	事業者名	えひめ障害者ヘルパーセンター
	代表者名	金村 厚司 印
事業所	所在地	新居浜市新須賀町4丁目13番21号
	名称	ひめヘルプ 東予事業部
	説明者氏名	河野 広和

私は、契約書、本書面により、事業所から居宅支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所
氏 名 印

(代理人) 住 所
氏 名 印